

参謀提案

株主資本の部の内訳・表示方法

資本金	XXX
資本剰余金	XXX
新株式申込証拠金	(XXX)
減資差益	(XXX)
合併差益	(XXX)
株式交換差益	(XXX)
株式移転差益	(XXX)
吸収分割差益	(XXX)
新設分割差益	(XXX)
利益剰余金	XXX
利益準備金	(XXX)
配当平均積立金	(XXX)
別途積立金	(XXX)
繰越利益剰余金	(XXX)

注釈:

資本に“準備”という言葉は本質的にそぐわないため、資本準備金という用語は使わないことにする。

払い込まれた資本は全額を資本金勘定に計上する。

資本金の価額は、「1株当たりの発行価額×発行株式数」(の合計額)を表すものとする。

この結果、「株式払込剰余金」という概念はあり得ないので、

「株式払込剰余金」という勘定科目も廃止する。

「新株式申込証拠金」は株式発行のタイミングの話なので、簿記上使用することはあるであろう。

上記「〇〇差益」は、全て「〇〇剰余金」という名称でもよいであろう。

ただし、資本剰余金に「その他」はないはずである。

発生原因に応じた具体的な名称を勘定科目に付するべきである。

発生原因にその他などないため、その他資本剰余金が発生すること自体が本来ないはずである。

自己株式は取得し次第全額を繰越利益剰余金を原資に消却するべきなので、

そういった点からも、「その他資本剰余金」という勘定科目も廃止する。

全般的に、「資本剰余金」内に計上される各勘定科目は、貸借の差額を埋めるためだけの調整勘定に過ぎず、厳密な意味での払込資本ではないし、分配可能な剰余金でもない。

「利益剰余金」内の勘定科目は基本的には現行通りでよいと思われる。

ただ、「その他利益剰余金」という名称は廃止すべき。

複数の勘定科目の細かな価額の合計をまとめて「その他」と表現するわけであるが、

株式に帰属している資本勘定の中に「その他」という文言があるのはおかしい。

日々の営業活動で発生する勘定科目とは異なり、

資本勘定は概念的には全て株主の意思(株主総会決議)によって計上・発生する。

その価額は全て経営上基本的には一定規模以上に大きな価額になる。

仮に価額が小さくなったとしても、株主の意思を明確に表示するため、“その他”など使用すべきではない。